

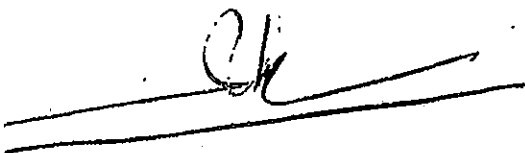
日本国埼玉県とベトナムハノイ市との 相互協力に関する覚書

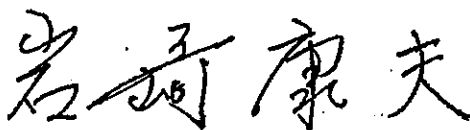
日本国埼玉県とベトナムハノイ市は、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展を図るため、次のとおり意見の一致をみた。

- 1 双方は、次の分野において協力して重点的に取り組む。
 - (1) 農業：農業政策、農業技術、農村開発
 - (2) 社会基盤：公営住宅、環境（下水処理、上水道及び排水）、都市交通（道路及び橋梁）
 - (3) 人材育成：行財政管理
- 2 双方は、経済交流を進めるため、次の点に努力する。
 - (1) 双方は、相手方が自地域において投資セミナーや展示会、商談会などの経済交流事業を実施しようとする場合、可能な限り協力する。
 - (2) 双方は、経済訪問団の相互派遣などを通じて、経済分野における緊密な関係を構築する。
 - (3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域への投資の開始・拡大に向け、可能な限り配慮する。
- 3 双方の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、この覚書に基づき具体的な事業を行おうとする場合は、その都度互いに協議・調整しながら進める。

日本国埼玉県；
・埼玉県産業労働部
ベトナム社会主義共和国ハノイ市；
・ハノイ市計画投資局
・ハノイ市投資開発基金
- 4 本覚書は、契約を構成すること、若しくは、契約の締結と解釈すること、いかなる性質の契約と見なすことを意図するものではない。この覚書は、相手方に対して、いかなる法的義務や拘束する義務を生じるものではない。
- 5 双方は、30日前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。
- 6 本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。また、本覚書は3言語（英語、ベトナム語及び日本語）により作成し、双方がそれぞれの言語を1通ずつ保有する。

2014年1月17日 ハノイ市


ベトナムハノイ市
人民委員会副委員長 グエン・ヴァン・シュー


日本国埼玉県
副知事 岩崎 康夫